

船舶事故調査報告書

令和6年2月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

| | |
|--|---|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 令和4年11月13日 18時20分ごろ |
| 発生場所 | 愛媛県西予市高島南方沖 三瓶高島南防波堤灯台から真方位226°140m付近 （概位 北緯33°20.4′ 東経132°22.7′） |
| 事故の概要 | 漁船萬栄丸は、航行中、転覆した。 萬栄丸は、船長が死亡し、甲板員1人が負傷し、甲板機械及び機関に濡損を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 令和4年11月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 萬栄丸、4.9トン EH3-72315（漁船登録番号）、個人所有 11.50m(Lr)×3.10m×1.02m、FRP ディーゼル機関、358kW（動力漁船登録票による）、平成10年4月11日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月11日 免許証交付日 令和2年9月14日 （令和8年6月11日まで有効） 甲板員A 58歳 甲板員B 31歳 |
| 死傷者等 | 死亡 1人（船長） 軽傷 1人（甲板員B） |
| 損傷 | 甲板機械及び機関に濡損（全損） |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約10m/s（乗組員の観測値）、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約2.0m～2.5m（乗組員の観測値）、 潮汐 上げ潮の中央期 日没時刻：17時08分ごろ |

本事故発生場所の南東方約 11 海里 (M) に位置する松山地方気象台宇和島特別地域気象観測所における 11 月 13 日の観測値は、次のとおりであった。

| 時刻 | 降水量 (mm) | 風向・風速 (m/s) | | | |
|-------|----------|-------------|----|------|-----|
| | | 平均 | 風向 | 最大瞬間 | 風向 |
| 17:00 | - | 5.5 | 北西 | 8.2 | 北西 |
| 17:10 | - | 7.4 | 北西 | 10.6 | 北西 |
| 17:20 | - | 7.9 | 北西 | 10.8 | 西北西 |
| 17:30 | - | 6.3 | 北西 | 9.8 | 西北西 |
| 17:40 | - | 6.0 | 北西 | 10.6 | 北西 |
| 17:50 | - | 4.9 | 北西 | 7.0 | 北西 |
| 18:00 | - | 3.4 | 北西 | 6.3 | 北西 |
| 18:10 | - | 5.4 | 北西 | 7.8 | 西北西 |
| 18:20 | - | 5.5 | 北西 | 9.0 | 北西 |
| 18:30 | - | 4.1 | 北西 | 7.1 | 西北西 |

西予市には、11 月 12 日 19 時 12 分から強風注意報及び波浪注意報が発表され、本事故当ても継続中であった。

事故の経過

本船は、まき網船団の網船で、船長、甲板員 A 及び甲板員 B が乗り組み、僚船 3 隻と共に、令和 4 年 11 月 13 日 16 時 30 分ごろ高島北東方沖の^{おくち}奥地湾の漁場に向けて愛媛県宇和島市久島漁港を出港した。

本船は、西予市^{おおさき}大崎鼻西方沖を北西進中、右に変針したところ、北西方から波高約 2.5 m の波を左舷部に受け、海水が船内に打ち込み、左舷部から流入し始め、約 7.5 ノットの対地速力で北東進中、同様の波を左舷部に繰り返し受けて海水が船内に滞留し、左舷側に約 15° の傾斜を生じた。

本船は、徐々に左舷側の傾斜が大きくなって約 20° の傾斜となった際に停船し、船長が傾斜を抑えようと操舵室にいた甲板員 A に後部甲板のクレーンのジブを右舷正横まで振り出すよう指示した。

本船は、甲板員 A によってクレーンのジブが右舷正横まで振り出された後、同様の波を左舷部に受け、海水が船内に打ち込み、今度は右舷側に約 20° の傾斜を生じたので、船長が甲板員 A にクレーンのジブを左舷正横まで振り出すよう指示した。

本船は、甲板員 A がクレーンのジブを左舷正横まで振り出していたところ、同様の波を左舷部に受け、海水が船内に打ち込み、約 35° 右舷側に傾いた後、続けて同様の波を受け、18 時 20 分ごろ高島南方沖において更に右舷側に傾斜して転覆した。

船長、甲板員 A 及び甲板員 B は、転覆した際に海上に投げ出され、甲板員 A 及び甲板員 B が本船の舵部分にしがみ付いていたところを僚船に救助されたが、船長が行方不明となり、僚船から連絡を受けた漁

| | |
|--|--|
| | <p>業協同組合が海上保安庁に通報し、巡視船、巡視艇、航空機及び潜水士により捜索が行われた。</p> <p>甲板員Bは、救助後、病院に救急搬送され、右脚擦過傷と診断された。</p> <p>本船は、僚船にえい航され、造船所に引き揚げられ、のち全損となり、廃船処理とされた。</p> <p>船長は、12月4日09時50分ごろ、本事故発生場所南方約1.0M沖の海上に浮いているのを発見され、その後、医師により溺死（推定）、死亡推定時刻が11月13日ごろと検案された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照）</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長は、出港前、強風注意報及び波浪注意報が発表されていることを知っており、甲板員A及び甲板員Bに対して、奥地湾内の漁場は静かで操業できるが、漁場までは海が大しげだと言っていた。</p> <p>甲板員Aは、以前に、海がしげ模様の状況下、船長と共に他の漁場まで無難に航行することができたことがあったが、本事故当時は以前よりもしげ模様だったので、後部甲板上に積載していた網が甲板の排水口を塞ぎ、流入した海水が排水できずに船内に滞留したと本事故後に思った。</p> <p>甲板員Aは、本船が、大崎鼻西方沖を北西進中、船長が右に変針して北東進し、波を受け、海水が左舷部から流入し始めたときに久島漁港に引き返していれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>甲板員Bは、本事故当時、操舵室下の乗員室で休んでいた。</p> <p>クレーンは、後部甲板上にあり、網を投入、揚収する際、ジブを伸出し、舷外に振り出して使用していた。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、西予市に強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、高島南方沖を北東進中、北西方から波高約2.5mの波を左舷部に受け、海水が打ち込むとともに左舷部から流入する状態のまま航行を続けていた際、後部甲板上に積載していた網が甲板の排水口を塞いでいたことから、流入した海水が排水できなくなり、同様の波を左舷部に繰り返し受けて更に海水が船内に滞留し、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、以前に、海がしげ模様の状況下、他の漁場まで無難に航行することができたことから、本事故時に奥地湾内の漁場まで航行しようとした可能性があると考えられるが、船長が本事故で死亡しており、航行を続けた経緯を明らかにすることはできなかった。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>原因</p> | <p>本事故は、夜間、西予市に強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、本船が高島南方沖を北東進中、北西方から波高約2.5mの波を左舷部に受け、海水が打ち込むとともに左舷部から流入する状態のまま航行を続けていた際、後部甲板上に積載していた網が甲板の排水口を塞いでいたため、流入した海水が排水できなくなり、同様の波を左舷部に繰り返し受けて更に海水が船内に滞留し、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船の船長は、堪航性、気象及び海象等を十分に考慮し、航行の可否を判断すること。 ・ 小型漁船の船長は、網を甲板上に積載する際、流入した海水が適切に排水されるよう、甲板の排水口を開放状態にして網を積載すること。 |

付図1 事故発生経過概略図



写真1 本船

クレーンのジブ



⇨ 船首方